

令和元年度

定期監査報告書

逗子市監査委員

## 目 次

1	監 査 の 対 象	1
2	監査を実施した部課かい	1
3	監 査 の 期 間	1
4	監査を行った監査委員	1
5	監 査 の 方 法	1
6	監 査 の 結 果	1
	経営企画部 企 画 課	2
	財 政 課	2
	基地対策課	2
	防災安全課	2
	総 務 部 総 務 課	3
	職 員 課	3
	管財契約課	3
	情報政策課	4
	課 税 課	4
	納 税 課	4
	市民協働部 市民協働課（オリンピック・パラリンピック担当を含む）	5
	文化スポーツ課	5
	経済観光課	5
	戸籍住民課	5
	選挙管理委員会事務局	6
	監査委員事務局	6
	福 祉 部 社会福祉課	6
	障がい福祉課	7
	高齢介護課	7
	国保健康課	7
7	意 見	8

## 定期監査結果報告

### 1 監査の対象

一般会計及び特別会計における平成30年4月1日から令和元年8月31日までの予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務執行状況

### 2 監査を実施した部課かい

経営企画部	企画課	財政課	基地対策課	防災安全課		
総務部	総務課	職員課	管財契約課	情報政策課	課税課	納税課
市民協働部	市民協働課（オリンピック・パラリンピック担当を含む）					
	文化スポーツ課	経済観光課	戸籍住民課			
選挙管理委員会事務局						
監査委員事務局						
福祉部	社会福祉課	障がい福祉課	高齢介護課	国保健康課		

### 3 監査の期間

令和元年7月12日から令和元年12月24日まで

### 4 監査を行った監査委員

監査委員 関口 毅  
同 眞下 政次

### 5 監査の方法

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年4月1日から令和元年8月31日までの予算の執行状況等、財務に関する事務を中心に適正で合理的かつ効率的、効果的に執行されているか等について監査を行った。実施にあたっては、監査実施部課かいの長等の出席を求め、所管事務事業の説明等を聴取するとともに、提出された監査資料及び関係書類に基づき、慎重な監査を行った。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、一部の事務に改善及び検討を要する事項が見受けられた。その主なものとして、職員給与費（時間外勤務手当）や切手受払事務についての誤りが複数の課において散見された。また、前回の指摘事項が是正されていないケースもあったことから、今回の定期監査の対象とならなかった部課かいにおいても参考にされたい。

各課かいの監査結果については、次のとおりである。

## 経営企画部

### 企 画 課

(1) 監査実施日

令和元年10月7日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、職員給与費事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

### 財 政 課

(1) 監査実施日

令和元年10月7日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 基地対策課

(1) 監査実施日

令和元年10月7日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 防災安全課

(1) 監査実施日

令和元年10月7日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、補助金の一部に検討を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 総務部

### 総務課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

### 職員課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。また、市全体の事務として、時間外勤務命令に関することについて、今後事務改善を図られたい。

### 管財契約課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務、普通財産に関する事務に検討を要するものや、職員給与費の事務の一部

に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。また、市全体の契約事務として、マニュアル等の改善を図られたい。

#### 情報政策課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務及び支払い事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### 課 税 課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務の一部に検討を要するもの及び職員給与費事務の一部に訂正を要するものが認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### 納 税 課

(1) 監査実施日

令和元年10月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、切手受払事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 市民協働部

市民協働課（オリンピック・パラリンピック担当を含む）

(1) 監査実施日

令和元年11月19日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、事務処理手続き、行政財産目的外使用料の事務、市内出張事務及び職員給与費事務の一部に検討又は訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 文化スポーツ課

(1) 監査実施日

令和元年11月19日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務及び職員給与費事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 経済観光課

(1) 監査実施日

令和元年11月19日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、行政財産目的外使用料等の徴収事務、職員給与費事務及び契約事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 戸籍住民課

(1) 監査実施日

令和元年 11 月 19 日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務及び切手受払事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

選挙管理委員会事務局

(1) 監査実施日

令和元年 11 月 19 日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査委員事務局

(1) 監査実施日

令和元年 11 月 19 日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

福 祉 部

社会福祉課

(1) 監査実施日

令和元年 12 月 24 日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努



められたい。

#### 障がい福祉課

(1) 監査実施日

令和元年12月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務、切手受払事務、職員給与費事務、補助金事務及び旅費支給事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### 高齢介護課

(1) 監査実施日

令和元年12月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、契約事務、職員給与費事務、切手受払事務及び旅費事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### 国保健康課

(1) 監査実施日

令和元年12月24日

(2) 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅

同 眞 下 政 次

(3) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、職員給与費事務、使用料の徴収事務及び契約事務の一部に訂正を要する事項が認められたため、今後は適正な事務処理に努められたい。

## 7 意見

令和元年度の定期監査における検出事項は、次の3点である。

- (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り
- (2) 現金同等物である切手の管理状況の不備
- (3) 前回指摘事項の改善施策実行の不徹底

### (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り

複数の部署において計算誤り、勤務時間の積算誤りが見受けられ、これにより過大支給及び支給不足が発生した。

この事務の誤りは、次の3つを主な原因としている。

ア 記録簿への職員の記入誤りや集計計算の誤りといった単純な誤り

イ 計算のルールが複雑であることから、正確に処理するには専門的スキルが要求されること

ウ ア又はイのエラーを検出できないチェック体制

上記の問題点は、アについては職員の意識改善と追加研修の実施、イについては適正な研修の実施と専門職員の養成、ウについてはチェック担当者の増員といった改善策も検討することは可能だが、いずれも対症療法であり、3E（Economy:経済性、Efficiency:効率性、Effectiveness:有効性）の観点からは非常に疑問が残るとともに、有効な内部統制の整備と言えるかも疑問である。

そこで、職員給与費（時間外勤務手当）事務は、システムの支援を受けることも含めて内部統制の整備を再検討すべきであり、「決算書」の数値が正しく作成され、かつ効率的である手法が構築されることが必要である。

### (2) 現金同等物である切手の管理状況の不備

切手の管理状況については、共通に使用している受払簿の様式が十分に活用されていない部署があった点が問題である。具体的には、受払簿の記入誤りや記入漏れがあり、残高管理として不十分な状態であった。

切手が現金と同様の管理を求められる財貨であることに十分留意し、予算の適正執行や事故防止のためにも様式の使用も含めた、管理を徹底されたい。

### (3) 前回監査指摘事項の改善施策実行の不徹底

前回の監査で指摘された事項が改善されず、今回の監査でも同様の指摘事項がなされたことは問題である。これは、内部統制上の問題点が放置されていることを意味し、潜在的なリスクが認められたまま運用がされている状態である。

事務を執行するうえでは、監査上の指摘事項に十分留意し、その指摘に対する改善策を早急に立案するとともに、適切な運用がなされることが求められる。

担当者自らの理解を深めることは言うまでもないが、職員個人としての誤りや所管課での誤りに止めることなく、市全体の問題と捉えることが必要である。